

建設工事等の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島原市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務委託並びにごみ収集運搬業務委託（以下「工事等」という。）の入札の透明性を図るため、予定価格、最低制限価格及び履行確実性評価価格のランダム化による決定等に係る事務処理の試行を行うための手続きについて定めるものである。

(対象工事等)

第2条 ランダム化による入札の対象とする工事等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 島原市が発注する建設工事のうち競争入札に付するもので、原則として設計金額80万円（税込み）以上のもの
- (2) 島原市が発注する建設関連業務委託のうち競争入札に付するもので、原則として設計金額50万円（税込み）以上のもの
- (3) 島原市が発注するごみ収集運搬業務委託のうち競争入札に付するもので、原則として設計金額50万円（税込み）以上のもの

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ランダム化 電子計算機（以下「パソコン」という。）におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (2) 設計金額 設計書、仕様書等によって算出された当該工事等に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (3) 予定価格 島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号。以下「契約規則」という。）第10条に規定する予定価格をいう。
- (4) 予定基本価格 予定価格の算出基礎となる価格をいう。
- (5) 最低制限価格 契約規則第17条に規定する最低制限価格をいう。
- (6) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (7) 最低制限設計価格 最低制限基本価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (8) 最低制限価格工事 最低制限価格を設ける工事等をいう。
- (9) 履行確実性評価方式 履行確実性評価方式試行要領第2条に規定する履行確実性評価方式をいう。
- (10) 履行確実性評価価格 履行確実性評価方式試行要領第2条に規定する履行確実性評価価格をいう。
- (11) 履行確実性評価基本価格 履行確実性評価価格の算出の基礎となる価格をいう。

- (12) 履行確実性評価設計価格 履行確実性評価基本価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (13) 履行確実性確保価格 履行確実性評価方式試行要領第2条に規定する履行確実性確保価格をいう。
- (14) 履行確実性評価工事 履行確実性評価方式による工事等をいう。
- (15) 基本価格等 次に掲げるものをいう。
 - ア 最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格
 - イ 履行確実性評価工事における予定基本価格及び履行確実性評価基本価格
- (16) 予定価格等 次に掲げるものをいう。
 - ア 最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格
 - イ 履行確実性評価工事における予定価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格
- (17) 事前ランダム化 ランダム化により入札前までに基本価格等を算定することをいう。
- (18) 公開ランダム化 第8条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(公開ランダム化の事前告知)

第4条 市長は、ランダム化による入札を行おうとするときは、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより事前に告知しなければならない。

- (1) 一般競争入札 入札公告に記載する。
- (2) 指名競争入札 入札執行通知書(島原市建設工事執行規則(平成20年島原市規則第14号。以下「工事執行規則」という。)様式第3号)に記載する。

(価格決定者)

第5条 基本価格等の決定は、市長又は島原市事務決裁規則(平成22年島原市規則第15号)別表2の予定価格の専決者(以下「市長等」という。)が行うものとする。

2 予定価格等の決定は、当該入札の入札執行者が行うものとする。

(基本価格等の決定)

第6条 市長等は、入札前までにパソコンにおけるランダム関数に基づき算出されたランダム関数(以下「事前ランダム係数」という。)を使用して基本価格等を決定し、基本価格書(様式A又は様式A-2)を作成した後、基本価格書用封筒(様式B又は様式B-2)を使用し、封書にしておくものとする。

- (1) 予定基本価格は、設計金額(税抜き)に事前ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- (2) 最低制限基本価格は、別に定める方法により算出した最低制限設計価格に事前ランダム係数を乗じて算出するものとする。

(3) 履行確実性評価基本価格は、別に定める方法により算出した履行確実性評価設計価格に事前ランダム係数を乗じて算出するものとする。

2 前項で使用する事前ランダム係数の変動範囲は、別表1によるものとし、個別の入札案件における事前ランダム係数の公表は行わないものとする。

(公開ランダム化の告知及びランダム性の確認)

第7条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

2 入札参加者のうち希望者に対しては、職員のパソコンの操作により、ランダム係数が無作為に動作することの確認を行うものとする。

(公開ランダム化の方法)

第8条 予定価格等は、入札会場においてパソコンにおけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数(以下「公開ランダム係数」という。)を使用して、次に掲げる方法により算出するものとする。

(1) 予定価格は、市長等が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(2) 最低制限価格は、市長等が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(3) 履行確実性評価価格は、市長等が定めた履行確実性評価基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表2によるものとする。

(基本価格等の確認)

第9条 入札執行者は、第6条に規定する基本価格等をランダム化するパソコンに入力し、パソコン画面に表示された基本価格等と当該工事の基本価格書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

(公開ランダム化の宣言及び実行)

第10条 入札執行者は、入札会場において、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言し、公開ランダム化のためのパソコンで所要の操作を行い、公開ランダム化の実行を行う。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札者に口頭により公表するものとする。

(予定価格等の決定)

第11条 入札執行者は、前条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定しなければならない。

- (1) 最低制限価格工事における予定価格等は、パソコンにより予定価格書（工事執行規則様式第1号）に印字記入し、記名押印の上、決定しなければならない。
- (2) 履行確実性評価工事における予定価格等は、パソコンにより予定価格書（工事執行規則様式第1号の2）に印字記入し、記名押印の上、決定しなければならない。

（予定価格等の公表）

第12条 開札後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札執行者は、入札会場において前条の予定価格等及び第6条の基本価格等を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者等がいなるときは公表しない。

（パソコン等の障害時の対応）

第13条 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者は、パソコン等の故障等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合は、基本価格書に記入している基本価格等を予定価格等とすることができる。

3 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格書の印字記入が困難となった場合は、パソコン画面上の予定価格等を、パソコン等のトラブルに備え準備する予定価格書様式（白紙）に、手書きにより記入するものとする。

4 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格書への印字又は手書きによる記入をすることなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合は、再度、予定価格等の算定手続きを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

事前ランダム係数の変動範囲			
係数の名称	ランダム係数（甲）	ランダム係数（乙）	ランダム係数（丙）
事前ランダム化により決定する価格	予定基本価格	最低制限基本価格	履行確実性評価基本価格
係数の範囲	$0.9990 \leq (\text{甲}) \leq 1.0000$	$\underline{1.0000} \leq (\text{乙}) \leq \underline{1.0010}$	$1.0000 \leq (\text{丙}) \leq 1.0010$

別表 2（第 8 条関係）

公開ランダム係数の変動範囲			
係数の名称	ランダム係数（a）	ランダム係数（b）	ランダム係数（c）
公開ランダム化により決定する価格	予定価格	最低制限価格	履行確実性評価価格
係数の範囲	$0.9990 \leq (\text{a}) \leq 1.0000$	$\underline{1.0000} \leq (\text{b}) \leq \underline{1.0100}$	$1.0000 \leq (\text{c}) \leq 1.0100$

様式A（第6条関係）最低制限価格工事

基 本 価 格 書

工事（業務）番号	
工事（業務）名	
工事（業務）場所	
予定基本価格	（入札書比較価格）
最低制限基本価格	（入札書比較価格）

上記のとおり決める。

年 月 日

職氏名

基 本 価 格 書

工事（業務）番号	
工事（業務）名	
工事（業務）場所	
予定基本価格	（入札書比較価格）
履行確実性評価 基本価格	（入札書比較価格）

上記のとおり決める。

年 月 日

職氏名

様式B（第6条関係）最低制限価格工事

基本価格書用封筒

	年 月 日執行				
<u>工事（業務）名</u>					
秘 予 定 価 格 書（基 本）					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">最低制限価格</td> <td style="padding: 5px;">有 無</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">入札回数</td> <td style="padding: 5px;">回</td> </tr> </table>		最低制限価格	有 無	入札回数	回
最低制限価格	有 無				
入札回数	回				
<u>所属名</u>					

- 備考
- 1 最低制限価格の有無については、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 封筒の大きさは、標準規格長3封筒とする。
 - 3 作成者は、認印を持って封印すること。

様式B－2（第6条関係）履行確実性評価工事

基本価格書用封筒

	年 月 日執行				
<u>工事（業務）名</u>					
秘 予 定 価 格 書（基 本）					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">履行確実性評価価格</td> <td style="padding: 5px;">設 定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">入札回数</td> <td style="padding: 5px;">回</td> </tr> </table>		履行確実性評価価格	設 定	入札回数	回
履行確実性評価価格	設 定				
入札回数	回				
<u>所属名</u>					

- 備考
- 1 封筒の大きさは、標準規格長3封筒とする。
 - 2 作成者は、認印を持って封印すること。